群馬県告示第668号(環保)

群馬県の生活環境を保全する条例(平成12年群馬県条例第50号。以下「条例」という。)第45条第2項及び第46条第1項の規定により、土壌又は地下水の調査の方法を次のとおり定める。

平成12年12月19日

群馬県知事 小寺弘之

第1 総則

1 目的

水質有害物質を含む水が地下に浸透しているおそれがある土地(以下「対象地」という。)において、その状況を調査する場合の技術的手法を示し、もって 土壌及び地下水の保全に資することを目的とする。

2 調査の方法

- (1)調査は、「対象地資料等調査」、「対象地概況調査」、「対象地詳細調査」とする。
- (2)対象地及びその周辺の土地の状況、水質有害物質による土壌又は地下水の汚染の程度及び範囲等を勘案し、この告示に定める方法以外の方法により調査することが適当である場合には、その方法により調査することができる。

第2調查

1 対象地資料等調査

対象地資料等調査は、対象地の土壌又は地下水の水質有害物質による汚染の概況を把握するため、水質有害物質を含む水の排出状況、地下水の移動状況、地質の状況その他の土壌又は地下水に関する項目のうち、実施する必要があると認められるものについて資料の調査を行う。この場合において、必要に応じ、聞き取り調査及び現地踏査を行う。

2 対象地概況調査

- (1)対象地資料等調査の結果、明らかに水質有害物質による土壌又は地下水の汚染がないと認められるときを除き、対象地概況調査を行わなければならない。
- (2)対象地概況調査は、対象地における土壌及び地下水の概況を把握するため、 水質有害物質による表層土壌の汚染状態を測定する。
- (3)対象地又は周辺の土地に井戸が設置されている場合は、水質有害物質による地下水の汚染状態についても測定する。
- (4)水質有害物質による土壌又は地下水の汚染状態の測定は、群馬県の生活環境を保全する条例施行規則(平成12年群馬県規則第109号)第30条に規定する方法により行うものとする。ただし、引き続き、対象地詳細調査を行う場合であって、汚染された土壌又は地下水の範囲を絞り込むときは、適当と認められる簡易な測定方法によることができる。
- (5)対象地資料等調査の結果、明らかに地下に浸透しているおそれがないと認められる水質有害物質については、測定をしないこととすることができる。
- (6)表層土壌の調査に当たって、カドミウム、鉛、砒素又は総水銀について測定 するときは、その含有量を適当と認められる方法により測定しなければならな

い。

- (7)水質有害物質による表層土壌の汚染状態の測定は、水質有害物質使用特定事業場等の敷地の全域を対象に行う。
- (8)対象地資料等調査の結果、水質有害物質を含む水が地下に浸透しているおそれのある範囲がおおむね明らかであるときは、その範囲の表層土壌を重点的に調査する。

3 対象地詳細調査

- (1)対象地概況調査の結果、土壌若しくは地下水の汚染状態が条例第48条に規定する基準を超えているとき若しくは表層土壌のカドミウム、鉛、砒素若しくは総水銀の含有量が別表の左欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる値を超えているとき又は2の(4)ただし書の簡易な測定方法により土壌若しくは地下水の汚染状態を測定したときは、対象地詳細調査を行わなければならない。
- (2)対象地詳細調査は、水質有害物質により表層土壌が汚染された土地の範囲又は水質有害物質を含む水が地下に浸透しているおそれがある土地の範囲においてボーリングを行い、深度別に採取した土壌の汚染状態を測定する。この場合において、地下水を採取できるときは、その汚染状態についても測定する。
- (3)2の(4)本文の規定は、(2)の測定について準用する。

別表

項目	含 有 量 参 考 値
カドミウム	乾土 1 キログラムにつき 9 ミリグラム
鉛	乾土1キログラムにつき 600ミリグラム
砒素	乾土 1 キログラムにつき 5 0 ミリグラム
総水銀	乾土 1 キログラムにつき 3 ミリグラム